

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年8月4日)

開催日及び場所			令和 8 年 7 月 8 日（水）農産局第 2 会議室	
委員			塩幡勝典（公認会計士） 岩元昭博（弁護士） 須藤 晋（法人参与）	
審議対象期間			令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件			52 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 0 件 (抽出率10%) (抽出率 - %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 - %)	
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	0 件	
		指名競争	5 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第68回 令和8年7月8日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入麦買入委託契約食糧小麦オーストラリア産 ASW 34,770 トン（指名競争契約） 【整理番号 6】 2 輸入麦買入委託契約食糧小麦カナダ産 1CW 48,950 トン（指名競争契約） 【整理番号 47】 3 輸入麦買入委託契約食糧小麦アメリカ産 SH 34,580 トン（指名競争契約） 【整理番号 49】 （輸入麦買入委託契約に係る業務概要） ○指名競争への入札参加資格を有しているのは何者か。また、更新の審査等を行っているのか。	○日本の小麦の自給率は約2割程度であり、8割は輸入で賄っている状況。輸入にあたっては、全国の製粉企業等の需要量を把握し、主に3か国から5銘柄（例：カナダ1CWとアメリカDNSはパン用、アメリカSHは中華麺用、オーストラリアASWはうどん用、アメリカWWはスポンジケーキ用）をここ数年約470万トン国家貿易として輸入している。具体的には、指名競争入札に参加する要件を定め、基準を満たした輸入商社と買入委託契約を結び国内の港まで輸入し、サイロに搬入され国が買い入れてから製粉企業へ売渡している一般輸入方式と、あらかじめ製粉企業と輸入商社がマッチングし、実需者が決まっている上で国が見積合わせを実施し、国と製粉企業と輸入商社3者で契約して輸入するSBS輸入方式の2種類がある。 ○11 者。登録や更新の審査要件は要領で定めしており、初回登録してから3年毎に更新の審査を実施している。

○需要量の把握はどのようにしているのか。また、入札を実施する頻度は。 ○仕様書に船積期間または到着期間が設けられているがそれぞれの目的は何か。 ○契約書において、一船で2契約分を積み合せて輸入できないとする制限をかけている理由は。 ○品代は契約書に書かれた数量に対して支払いを行うのか。 ○契約書にダストは正品に還元してはしてはならないと記載があるがどういうことか。また、ダストとは何か。	○毎月1回、製粉企業へ需要量の調査を実施し、その情報を基に翌月に入札を実施している。入札は月に2、3回実施している。 ○船積期間を設ける場合は、到着時期から逆算し、この期間に船積していれば製粉企業等への供給に支障がないと判断できる場合。例えば、オーストラリアからは約2週間で到着している状況。一方、到着期間を設ける場合は、冬場の北海道等への輸入にあっては船積期間を設定した場合、悪天候や海の時化（しけ）によりこちらが想定する到着日を越えてしまう可能性があることから、製粉企業等への供給に支障がない期間を明確に設定し、悪天候を見込んだ船積を輸入商社に求めている。 ○カナダ産の場合、航路が長い上に例えば、積み合わせて6万トンを超える小麦を積んで日本の北から南までの港に輸入すると、荷揚げから買入まで時間がかかりすぎてしまう。3万トンずつ2船に分けて積んで輸入した方が短期間で荷揚げが可能となり、需要をひっ迫させることを防ぐ目的で積み合せ制限をかけている。アメリカ産も同様の制限をかけている。 ○実際に日本の港で検量した数量に対して支払うものであり、その他に荷役経費や安全性検査費用の支払いも行う。 ○ダストとは麦の殻や茎、他植物の種、粉塵などであり、買入の対象外である旨の記載である。なお、ダストはサイロに搬入する前の搬入経路上でふるい掛けとエアースプレーにより除去している。
---	--

4 輸入米穀買入委託契約アメリカ加州産うるち精米中粒種 13,000 トン（指名競争契約） 【整理番号 7】 5 輸入米穀買入委託契約タイ産うるち精米長粒種 7,303 トン（指名競争契約） 【整理番号 40】 （輸入米穀買入委託契約に係る業務概要） ○指名競争への入札参加資格は何者か。資格要件はどのような設定で審査を行っているのか。 ○国家貿易で輸入された米はどのような用途に使用されるのか。 ○タイ産うるち精米長粒種の用途は何か。入札する際の産地はどのように決めているのか。	○1995年度以降、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づく米のミニマム・アクセスによる無税の輸入枠を設定し、国産米に極力影響を与えないように、国家貿易で現在、国際約束数量77万玄米トンを入力している。 具体的には、指名競争入札に参加する要件を定め、基準（輸入実績、一定の資産等）を満たした輸入商社と買入委託契約を結び、一旦国が買い入れ保管し、国内の実需者に売り渡している一般輸入方式と、77万トンのうち10万トンまでを実需者があらかじめ決まった中で、輸入商社と実需者がマッチングの上、国と3者で契約して輸入をするSBS輸入方式の2種類がある。 ○この契約の入札時には10者であったが、その後に1者増えて現在は11者の登録がある。資格要件としては、3年平均で7千トン以上の、自己資金が10億円以上、または同等の融資証明書を提出できること等としている。資格は3年間有効。資格を満たしているか3年毎に更新の審査を実施している。 ○一般輸入したものは加工用、飼料用等の非主食用に販売している。SBSで輸入した最大10万トンまでの米は主食用に販売している。 ○タイ産長粒種は、米菓や泡盛の加工原料等として販売している。産地というより、長粒種と中粒種の需要を調査し、その結果から入札
--	--

○米の場合、どういう荷姿で輸入・買入するのか。麦のようにダストは発生するのか。	を行っている。なお、本契約については、産地の指定をせずに長粒種として入札を行ったグローバルテンダーという方式により入札・契約したものである。 ○米の場合、30キロの樹脂袋か1トンのフレキシブルコンテナで輸入し、その荷姿のまま買入し、麦のように荷姿が粒のままではないのでダストは発生しない。
--	--

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。